記

氏名　横江　孚彦
所属する司法書士会　滋賀県司法書士会
登録番号　滋賀第127号
事務所の所在地　滋賀県草津市草津三丁目13番70号
違反行為　司法書士法違反等

公示送達

再審査請求人　秋田県由利本荘市石脇字石脇28－2
高田　　論

上記の者に送達すべき平成26年労第14号業務上外関係再審査請求事件に関する裁決書の謄本は労働保険審査会（東京都港区芝公園１－５－32労働委員会会館内）が保管し、いつでも再審査請求人に交付するから、その受領方を申し出られたい。

労働保険審査官及び労働保険審査会法第50条において準用する同法第20条第２項ただし書及び第３項の規定により公示する。

平成27年３月19日

労働保険審査会会長　伊藤　博元

（備考）裁決の主文及び年月日

平成26年労第14号　業務上外関係再審査請求事件

裁決の主文　本件再審査請求を棄却する。

裁決年月日　平成26年10月29日

再審査請求人　大阪府大阪市平野区平野西５－３－５－706
姫野　幸司

上記の者に送達すべき平成25年労第527号再発認定関係再審査請求事件に関する裁決書の謄本は労働保険審査会（東京都港区芝公園１－５－32労働委員会会館内）が保管し、いつでも再審査請求人に交付するから、その受領方を申し出られたい。

労働保険審査官及び労働保険審査会法第50条において準用する同法第20条第２項ただし書及び第３項の規定により公示する。

平成27年３月19日

労働保険審査会会長　伊藤　博元

（備考）裁決の主文及び年月日

平成25年労第527号　再発認定関係再審査請求事件

裁決の主文　本件再審査請求を棄却する。

裁決年月日　平成26年12月15日

再審査請求人　奈良県御所市北窪179
徳山　悦子

上記の者に送達すべき平成26年労第328号業務上外関係再審査請求事件に関する裁決書の謄本は労働保険審査会（東京都港区芝公園１－５－32労働委員会会館内）が保管し、いつでも再審査請求人に交付するから、その受領方を申し出られたい。

労働保険審査官及び労働保険審査会法第50条において準用する同法第20条第２項ただし書及び第３項の規定により公示する。

平成27年３月19日

労働保険審査会会長　伊藤　博元

（備考）裁決の主文及び年月日

平成26年労第328号　業務上外関係再審査請求事件

裁決の主文　本件再審査請求を却下する。

裁決年月日　平成27年２月６日

再審査請求人　高知県高知市北奏泉寺191－１フォブールM104
竹﨑　美紀

上記の者に送達すべき平成26年労第489号業務上外関係再審査請求事件に関する裁決書の謄本は労働保険審査会（東京都港区芝公園１－５－32労働委員会会館内）が保管し、いつでも再審査請求人に交付するから、その受領方を申し出られたい。

労働保険審査官及び労働保険審査会法第50条において準用する同法第20条第２項ただし書及び第３項の規定により公示する。

平成27年３月19日

労働保険審査会会長　伊藤　博元

（備考）裁決の主文及び年月日

平成26年労第489号　業務上外関係再審査請求事件

裁決の主文　本件再審査請求を却下する。

裁決年月日　平成26年11月14日

再審査請求人　東京都東久留米市滝山７－１－22
佐々木義光

上記の者に送達すべき平成26年労第599号障害関係再審査請求事件に関する裁決書の謄本は労働保険審査会（東京都港区芝公園１－５－32労働委員会会館内）が保管し、いつでも再審査請求人に交付するから、その受領方を申し出られたい。

労働保険審査官及び労働保険審査会法第50条において準用する同法第20条第２項ただし書及び第３項の規定により公示する。

平成27年３月19日

労働保険審査会会長　伊藤　博元

（備考）裁決の主文及び年月日

平成26年労第599号　障害関係再審査請求事件

裁決の主文　本件再審査請求を却下する。

裁決年月日　平成27年２月６日

待矢場両堰土地改良区役員の退任及び就任の公告

群馬県及び栃木県の区域の一部を地区とし、群馬県太田市に事務所を有する待矢場両堰土地改良区から役員の退任及び就任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項、第124条及び第136条の３の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成27年３月19日

関東農政局長　末松　広行

１　退任

役職	氏名	住所
理事	星野　繁夫	群馬県太田市強戸町475番地

２　就任

役職	氏名	住所
理事	尾内　孝己	群馬県太田市寺井町688番地１
〃	小林　俊三	群馬県邑楽郡邑楽町大字中野5171番地

渡良瀬川中央土地改良区連合役員の退任及び就任の公告

群馬県及び栃木県の区域の一部を地区とし、群馬県太田市に事務所を有する渡良瀬川中央土地改良区連合から役員の退任及び就任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第17項、第124条及び第136条の３の規定に基づき公告する。

平成27年３月19日

関東農政局長　末松　広行

１　退任

役職	氏名	住所
理事	星野　繁夫	群馬県太田市強戸町475番地

２　就任

役職	氏名	住所
理事	大竹　一廣	群馬県太田市脇屋町624番地

穴川土地改良区連合役員の退任の公告

栃木県及び茨城県の区域の一部を地区とし、栃木県真岡市に事務所を有する穴川土地改良区連合から役員の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第17項、第124条及び第136条の３の規定に基づき公告する。

平成27年３月19日

関東農政局長　末松　広行

退任

役職	氏名	住所
理事	弘山　一郎	栃木県真岡市東沼1005番地
理事	日下田圭治	栃木県真岡市小林1012番地88
理事	片桐　昇	栃木県真岡市東大島1234番地
理事	宮田　勝利	栃木県真岡市島28番地
監事	白瀧　淳一	栃木県真岡市田町1800番地

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２７年（家）第３４号

北海道北見市美山町南２丁目８番地11
申立人　本田　友子
本籍北海道網走市駒場南４丁目２番、最後の住所北海道網走市台町３丁目４番３号、死亡の場所北海道網走市、死亡年月日平成17年８月９日、出生の場所北海道常呂郡相内村、出生年月日昭和31年３月29日、職業会社員
被相続人　亡　本田　義男
事務所北海道北見市北４条東１丁目11　双進ビル６階　横田大樹法律事務所
相続財産管理人　弁護士　横田　大樹
釧路家庭裁判所網走支部

平成２７年（家）第２７号

青森県八戸市根城５丁目13番17号
申立人　上野　大輔
本籍青森県上北郡おいらせ町一川目73番地233、最後の住所青森県上北郡おいらせ町二川目１丁目６番地189、死亡の場所青森県八戸市、死亡年月日平成26年10月９日、出生の場所青森県上北郡百石町、出生年月日昭和33年１月２日、職業無職
被相続人　亡　一ノ渡新一
事務所青森県十和田市西三番町１番42号　ＮＴＴ十和田ビル２階　弁護士法人青空と大地
相続財産管理人　弁護士　塩澤　将宏
青森家庭裁判所十和田支部